

令和6年度 第2回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和7年3月7日(金) 新潟支社4F 会議室	
委員	委員長 阿部 和久(新潟大学副学長) 委 員 石畝 剛士(南山大学法学部教授) 委 員 石田 直樹(公認会計士・税理士) 委 員 岩崎 英治(長岡技術科学大学 大学院教授) 委 員 角家 理佳(弁護士)	
審議対象期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日	
抽出案件	総件数 5 件	(備 考)
工 一般競争	1 件	
条件付一般競争	0 件	
条件付一般競争 事(指名併用型)	1 件	
随意契約	1 件	
調査等	1 件	
物品・役務	1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】 ・意見等なし 【入札・契約手続きの運用状況】 ・意見等なし 【競争参加資格停止等の運用状況】 ・意見等なし 【一次苦情及び一次説明処理状況】 ・意見等なし 【談合情報・疑義事実】 ・意見等なし	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	【抽出事案の審議】 1 工事 1) 一般競争入札 <u>磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事</u> ・意見等なし	
	2) 条件付一般競争入札(指名併用型) <u>北陸自動車道 R5長岡管内盛土のり面補強工事</u> ・辞退者が多い背景について説明いただきたい。	・発注規模や工事箇所が点在している等、施工条件が合わないため、辞退されたと考えている。
	3) 随意契約方式 <u>新潟支社 レイアウト変更工事</u> ・参考見積書の金額の妥当性はどのように確認しているのか。 ・随意契約で見積活用方式を適用する際に、地元の業者からも参考見積書を徴取することはしないのか。 ・随意契約の理由で、躯体に関わる工事とは具体的に、どのような部分か説明いただきたい。 ・総合的にみて躯体に影響を及ぼすと貸主が判断したのか。 ・貸主の定める業者に施工させるには貸主が特に必要と認めたかどうかであり、その証跡も残すべきである。	・物価資料で新潟県と東京都で部材の単価の地域差がないことを確認のうえ、直近の類似工事である他組織のレイアウト変更工事と比較し、金額が妥当であると確認した。 ・徴取していない。 ・水回りや間仕切りの工事、その他に天井や床を剥がして行う箇所も多くあり、躯体に影響を及ぼす工事と判断した。 ・そのとおりである。 ・ご意見のとおりで。

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	2 調査等 新潟管理事務所管内 交通運用検討業務 ・履行箇所が分かれており、それぞれの業務内容も異なるが、1件にまとめて発注した理由を説明いただきたい。 ・同種業務でも、業務内容が異なると、競争参加者によっては、得意な業務、不得意な業務があるため、業務内容に分けて発注した方が業務の成果品も良くなるのではないか。 ある程度の発注規模がないと競争参加者が集まりにくいという基準で発注をまとめているのか。 ・配置予定技術者の同種業務の実績及び技術者資格を競争参加資格要件に設定しているが、工事では配置予定技術者の工事实績及び技術者資格は契約履行要件に設定していた。この違いは何か。 ・工事の場合、配置予定技術者の工事实績及び技術者資格を競争参加資格要件に設けない理由をご説明いただきたい。 ・プロポーザル方式で、技術提案書の提出者を3者に絞り、最終的に見積書の提出者を1者に絞ったときは、非特定となった2者に見積書の提出は依頼するのか。	・発注規模が小さいと競争参加者が集まらない懸念があるため、管理事務所の同種業務の案件をまとめて発注した。 ・基本的には、管理事務所内の案件をまとめて発注しているが、支社とも調整して、発注規模は決めている。 ・工事は、契約締結後に配置技術者が決まるのに対して、調査等では、配置予定技術者の同種業務の実績及び技術者資格を競争参加資格要件として設けているため、競争参加申請時に配置予定技術者が決まる。 ・建設業界全体の技術者不足により技術者の配置が困難な状況であり、競争参加申請時に配置予定技術者を決定すると、他の入札に参加できにくかったり、落札できなかった時にリスクが伴うためである。 ・プロポーザル方式については、最終的に技術提案書を特定した1者のみから見積書を提出してもらう。
	3 物品・役務 令和6－8年 FMラジオ番組広報業務 ・参考見積書の金額の妥当性はどのように確認しているのか。 ・従前の業務の継続として、契約の更新としなかったのか。 ・履行期間は令和6年5月30日から令和8年7月31日までだが、なぜこの期間なのか。 ・なぜ、契約に更新条項を設けていないのか。	・平成18年から本ラジオ番組の放送を開始しており、契約ごとに契約額の増減はあるが、単価は従前と変わっていない。放送開始から番組制作に係る人件費やその他単価のインフレがあるなか、単価の変動はないため妥当な価格であると判断した。 ・契約の更新ではなく、新規に契約を締結している。 ・履行期間は、令和6年7月からの放送期間の2年間に加え、放送開始までの打ち合わせ等の1か月、放送終了後の業務のとりまとめ等の1か月を加えた期間としている。 ・次の契約を結ばない可能性もあるため、継続ということではなく2年ごとに契約を締結している。

	・随意契約の理由は、契約事務処理要領第5条第1項1号（法令または別の契約等により契約の相手方が特定されている）であるが、他の者と契約しても、御社が法令違反や契約違反にはならないため、契約事務処理要領第5条第1項1号に該当しないのではないか。 ・本案件では、随意契約の理由は、契約事務処理要領第5条第1項1号を適用しているが、別の条項は適用されないのか。	・FM新潟から代理店指定を受けている相手方と契約を締結しなければ目的が果たせないことから、契約事務処理要領第5条1項1号に該当していると考えている。 ・随意契約の理由は、他にも条項はあるが、本条項が適切であると考えている。
審査結果の報告	【講評】 全ての案件を通して特段問題のある事案はなかった。 その上で次のような懸念点がある。 〈新潟支社 レイアウト変更工事〉 ・建物の躯体に関わる工事は、賃貸借契約により貸主が特に必要と認める工事として、貸主が指定する業者に施工させると説明があったが、資料では、その根拠となる貸主と取り交わした工事個別の書面が確認できなかった。今後、同様の事案があれば、貸主と個別で取り交わした書面を提示していただきたい。 〈新潟管理事務所管内 交通運用検討業務〉 ・複数箇所の業務を一つにまとめて発注することが適当かという懸念もあるが、一方で細かく分けて発注すると競争参加者が少なくなるという懸念もある。そういったバランスを考えて、今後も引き続き公平な入札を維持できるように努めていただきたい。	